

秋田県町村電算システム共同事業組合における共同利用型行政情報システム
調達に関する情報提供依頼実施要領

1. 実施主旨

本情報提供依頼は、秋田県町村電算システム共同事業組合が現在計画している秋田県内12町村の共同利用型行政情報システムの調達において、貴社の業務パッケージ及び共同化に必要なデータセンター・回線等を導入する場合の諸要件（要件適合性、トータルコスト、期待効果、導入スケジュール、問題点・課題等）を評価するための参考情報を得ることを目的としています。複数社より同様の情報を得た上で、相対的な比較・評価を行い、今後提案依頼を行うにあたっての基礎資料とすることを予定しています。

2. 情報提供依頼対象事業者

組合ホームページ上に掲載した実施要項に沿って、回答が可能な業者とします。

3. 依頼内容

①配布する要件定義書への対応可能確認をお願いします。また、そのほか必要と思われる要件について、追記してください。

②以下の内容に関する情報及び資料の御提供をお願いします。

- (1) 業務範囲に関する情報
- (2) 調達予定システム全般に関する情報
- (3) データセンターに関する情報
- (4) 回線に関する情報
- (5) 導入支援サービス及び導入スケジュールに関する情報
- (6) 運用サービスに関する情報
- (7) 既存システムからのデータ移行に関する情報
- (8) 費用に関する情報
- (9) その他

別紙依頼内容説明書をご確認の上、ご回答ください。上記以外に有用となる情報・資料があれば、加えて御提供をお願いします。

4. 実施期間

平成30年7月2日（月）から平成30年7月23日（月）17時迄

5. 関連情報の提供方法

受付期間 平成30年7月3日（火）から平成30年7月6日（金）17時まで

※受付期間内に秋田県町村電算システム共同事業組合事務局（秋田県町村会事務室内）にて関連情報（資料1～4）及び機能要件書をCD-ROMにてお渡ししますので、お越し願います。

別紙「受領書（別紙1）」と「秘密保持誓約書（別紙2）」に押印の上、持参してください。

※「資料1 基礎数値」、「資料2 スケジュールチャート」、「資料3 システム導入状況一覧及び調達区分」、「資料4 ネットワーク構成図」

6. 資料の作成・提出方法

情報提供に係る資料については、下記「7. 問い合わせ・資料提出先」に記載のアドレスまで電子メールおよび郵送、持参にて提出をお願いします。

資料は上記3にて記入のお願いをした順に、A4版を基本とし作成してください。

ファイル形式は、「MicrosoftOffice（Word、Excel、PowerPoint）（2016以前の形式）」で読み取り可能なものとします。なお、それ以外の形式での提出を希望する場合は、個別に確認をお願いします。

※共同提案の場合は、代表事業者が御回答願います。

7. 問い合わせ・資料提出先

本情報提供依頼に関する問合せ先は、以下のとおりです。電子メールでの御質問をお願いします（別紙3質問票を使用願います）。内容を確認後、電子メールにて回答いたします。

また、意見交換につきましては基本的に月～水曜日までとします。希望される場合は、予定日時を担当まで事前に連絡調整を行っていただきたいと思います。

担当：秋田県町村電算システム共同事業組合 業務課 主任 伊藤 佑輔

〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目2番3号

秋田県市町村会館 2階 秋田県町村会事務室内

e-mail: ito-yusuke@akita-chosonkai.gr.jp

TEL：018-883-1437 FAX：018-823-6494

8. 情報等の取扱い

本情報提供依頼において受けた情報、資料は以下のとおり取り扱うものとします。

- (1) 本情報提供依頼における情報提供・提案の実施に要する費用は、事業者の負担とします。
- (2) 本情報提供依頼で事業者から受けた情報提供・提案に係る資料等については返却しません。また、当該目的以外には使用しません。
- (3) 本情報提供依頼で提供を受けた情報提供・提案及びそれに係る資料等については、秋田県町村電算システム共同事業組合の関係者に限り、複写・配布を行います。また、提供者に断りなく、他社には提供しません。
- (4) 本情報提供依頼で提供を受けた情報提供・提案及びそれに係る資料等については、今後、調達を実施する場合の調達仕様書に反映する場合があります。
- (5) 本情報提供依頼で当方から提供した資料については、本情報提供依頼における情報提供・提案のみに利用することとし、情報提供依頼終了後、返却又は破棄してください。
- (6) 当方で設定していない項目で確認したい事項がございましたら、御連絡をお願いします。
- (7) 町村への売り込み活動は御遠慮ください。売り込み活動につきましては秋田県町村電算システム共同事業組合で対応しますので御連絡をお願いします。

以上